

任期付採用職員の募集について

1 採用内容

- (1) 採用予定数：2名
- (2) 採用予定期間
 - ①令和7年3月1日から令和7年7月31日まで（1名）
 - ②令和7年3月1日から令和7年6月30日まで（1名）

2 業務内容

電話対応及び出入国在留管理業務

3 勤務条件

- (1) 勤務地：福岡出入国在留管理局那覇支局那覇空港出張所
沖縄県那覇市字鏡水150番地 那覇空港旅客ターミナルビル国際線
エリア
- (2) 勤務時間：8時30分～17時15分（休憩時間：12時～13時）
土・日及び祝祭日、年末・年始（12月29日～1月3日）を除く
- (3) 休暇：年次休暇、その他の休暇（忌引等）は、常勤職員に準ずる
- (4) 給与等：162,100円以上 ※令和6年12月1日現在
学歴・職歴等を考慮の上、決定する
通勤手当は、常勤職員に準じて支給
月の途中の採用又は退職の際は、日割りにより支給する
期末・勤勉手当は、常勤職員に準ずる
- (5) 保険：法務省共済組合に加入
- (6) 退職：①分限免職
常勤職員に準ずる
②退職金
6か月以上勤務した場合は、支給の対象となる

4 応募資格・経験

応募に当たっては、以下の全てを満たす者とする

- (1) 窓口又は電話での対応経験のある者
- (2) 英検3級程度の英会話能力を有する者
- (3) パソコン操作能力（ワード、エクセル、一太郎等）を有する者

※なお、以下のいずれかに該当する者は、応募できません。

- ① 日本国籍を有しない者
- ② 国家公務員法第38条に規定される次のいずれかの項目に該当し国家公務員となることができない者
 - ・ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
 - ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ③ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心身網弱を原因とするもの以外）

5 応募方法

以下の書類を下記問合せ先宛て、郵送又は持参（令和7年1月17日（金）正午必着）

- (1) 履歴書（写真貼付） 1通
- (2) 職務経歴書 1通

6 選考方法

- (1) 第一次試験
書類選考
- (2) 第二次試験（書類選考に合格した者のみ）
面接・作文
- (3) その他
 - 応募により取得した個人情報は、採用事務手続以外の目的で利用することはありません。
 - 提出いただいた履歴書等の返却はいたしませんので、予めご了承願います。不合格の場合は責任をもって破棄いたします。

【問合せ先】

福岡出入国在留管理局那覇支局総務課総務係（種田、東迎、幸地、百名）

住所：〒900-0022 沖縄県那覇市樋川1丁目15番15号

那覇第一地方合同庁舎8階

電話：098-832-4185